



2020年6月25日

各位

会 社 名 株式会社ゼネテック  
 (コード番号：4492 東証 JASDAQ)  
 代 表 者 名 代表取締役社長 上野 憲二  
 問 合 せ 先 取締役経営企画室長 金井 登志雄  
 (TEL 03-6683-3244)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月28日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の第35期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しておりましたが、本日開催の同株主総会において決議されましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

- ① 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することといたします。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策を図るべく、会社法第459条第1項に基づき剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことも可能とすることといたします。なお、本変更に伴い現行定款第7条は削除することといたします。
- ③ 会社法第454条第5項による中間配当に関する事項を明確にするために、現行定款第46条第2項を、変更案第45条第2項のとおり修正することといたします。
- ④ 現行定款第16条第2項における会社法第309条第2項に関する事項につき、変更案第15条第2項のとおり訂正を行うことといたします。
- ⑤ その他文言の統一、条文繰上げ等を行うことといたします。

##### (2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<u>(自己株式の取得)</u> <u>第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第11条 (条文省略)	第7条～第10条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第13条～第14条（条文省略）</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合は、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第12条～第13条（現行どおり）</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条（現行どおり）</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条（現行どおり）</p> <p>2 前項の場合は、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載<u>または</u>記録する。</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (条文省略)</p> <p>第22条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載<u>または</u>記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>または</u>電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第39条～第44条 (条文省略)</p>	<p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載<u>又は</u>記録する。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (現行どおり)</p> <p>第21条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載<u>又は</u>記録し、出席した監査役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第38条～第43条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 後 定 款
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(取締役の任期に関する経過措置)</u></p> <p><u>第20条の規定にかかわらず、2019年11月29日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2021年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は当該期日経過後これを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の日程

定款変更効力発生日 2020年6月25日(木曜日)

以上